

北九州市立中学校トイレ整備事業
落札者決定基準

北九州市

令和8年4月6日

第1 落札者決定の方法

北九州市立中学校トイレ整備事業（以下「本事業」という。）の落札者決定は、入札価格及びその他の条件（技術提案）が北九州市（以下「市」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札の方法による。

第2 落札者決定基準

総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は本書のとおりとする。

第3 入札書等の提出と評価委員会の設置等

入札説明書に定める入札参加資格を有し、参加表明書等を提出した者から、入札書及び技術提案書の提出を受け、価格評価及び技術評価を行う。技術評価は、市が学識経験者等で構成する「北九州市立中学校トイレ整備事業技術評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、市が予め採点した結果について、評価委員会の意見聴取を行った上で技術評価点を決定する。

技術提案書の作成は、入札説明書及び様式集に定めるとおりとする。

第4 評価の方法

1 入札価格の確認

入札参加者から提出された入札書を開札し、入札価格が予め設定した予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超えた場合は失格とし、技術評価を行わない。

2 技術評価点の算出（75点満点）

入札参加者から提出された技術提案書は、入札説明書、要求水準書、様式集（以下「入札説明書等」という。）に規定する要件を満たしたものについて下記（1）～（4）により技術評価点を算出する。なお、入札説明書に示す要件を1項目でも満たしていない場合、当該入札参加者は失格とすることがある。

（1）別表1「技術評価点の項目と配点」 項目①から項目⑨

市が別表2に従い、評価点を採点する。

（2）別表1「技術評価点の項目と配点」 項目⑩から項目⑭

市が予め入札参加者から提出された技術提案書について採点し、評価委員会に採点結果の報告及び意見徴収を行った上で、技術評価点を決定する。

（3）技術評価点

$= 75 \text{点} \times \{ (1) \text{の} \text{評価点} + (2) \text{の} \text{評価点} \} \div 100 \text{点}$

（4）技術評価点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下第2位止めとし、小数点第3位以下を四捨五入する。

3 価格評価点の算出（25点満点）

価格評価点の算出は、（1）から（3）により行う。

（1）価格評価点

$$= 25 \text{点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格})$$

（2）（1）の計算式により価格評価点を算出する際、入札価格が予定価格の90%未満の入札参加者の入札価格は、予定価格の90%と同額とみなして価格評価点を算出する。なお、この取扱いは価格評価点の算出に限るものとし、実際の契約締結は実際の入札価格をもって行うので留意すること。

（3）価格評価点に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位止めとし小数点第3位以下を四捨五入する。

4 総合評価点の算出（100点満点）

入札参加者の総合評価点は技術評価点に価格評価点を加えて算出する。

$$\text{総合評価点(100点満点)} = \text{技術評価点(75点満点)} + \text{価格評価点(25点満点)}$$

第5 落札者決定

本事業の落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、「第4 評価の方法」で算出した総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。なお、総合評価点と同点となった者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。また、総合評価点が最も高いものが契約に応じないとき、次点者と契約を締結することがある。

別表 1 技術評価点の項目と配点

評価区分	評価項目	配点
企業や配置予定 技術者の実績等	① 過去の同種工事实績（企業）	8点
	② 過去の同種工事实績（配置予定技術者）	8点
	③ 簡易設計業務を行う者の資格	2点
	④ ISO9001 の認証	2点
	⑤ 建設業労働災害防止協会への加入	1点
	⑥ 北九州SDGs登録制度の登録	1点
	⑦ 応急防災措置等に関する協定締結状況	1点
	⑧ 安全対策優秀表彰の実績	2点
地域貢献	⑨ 資材等の調達	5点
事業手法に対する 理解度等	⑩ 本事業に対する理解度	5点
施工計画等	⑪ 安全管理に関する所見	10点
	⑫ 工程管理に関する所見	15点
	⑬ トイレ改修のイメージ	20点
	⑭ 耐久性、メンテナンス性、衛生面、安全性への配慮	20点

別表2 技術評価点の項目に関し市があらかじめ示す基準

評価区分：企業や配置予定技術者の実績等

<p>① 過去の同種工事实績（企業）</p>
<p>【評価ポイント】 (1) 単独企業又は共同企業体代表者に過去の同種工事实績があり、その成績が70点以上。</p>
<p>以下により、最大工事4件、合計8点まで加点。 【評価基準】 対象となる同種工事1件につき、 (ア) 評定点80点以上の場合＝2.0点 (イ) 評定点77点以上80点未満の場合＝1.5点 (ウ) 評定点74点以上77点未満の場合＝1.0点 (エ) 評定点70点以上74点未満の場合＝0.5点</p>
<p>【評価対象】 ① 元請として受注し、CORINSに登録しているもの (共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上のものに限る。) ② 2021年(令和3年)4月1日から、本事業の参加表明書の提出日までに竣工しているもの ③ 建設業許可業種で受注したもの ④ 次の同種工事の要件に該当する工事(建設業許可業種は問わない) 同種工事の要件＝公立学校の新築、増築、改築、各種改修工事で成績評定を受けたもの ⑤ 発注者が、北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関であるもの</p>
<p>【提出書類】 ①様式4 ②工事成績評定通知書等、工事成績が証明できる書類の写し ③②を補足する書類の写し(必要に応じて) ④共同企業体として受注した場合は、「工事名」や「請負者」、「出資比率」が確認できるCORINSの工事カルテの写し</p>
<p>【留意事項】 ※ 工事成績評定点が70点未満の工事は提出しないこと。 ※ 提出書類②で、工事名、発注者名、受注者名、工期、契約金額を確認出来ない場合は、これらを確認できる契約書や発注者への提出書類等の該当箇所の写しを提出すること(提出書類③)。 ※ 当該評価項目に申請する工事成績については、「②過去の同種工事实績等(配置予定技術者)」で申請した工事实績の内、1件までの重複は認めるものとする。</p>

<p>② 過去の同種工事実績等（配置予定技術者）</p>
<p>【評価ポイント】 (1) 単独企業又は共同企業体代表者に属する技術者に過去の同種工事経験があり、その成績が70点以上。</p>
<p>以下により、最大工事4件、合計8点まで加点。 【評価基準】 対象となる同種工事1件につき、 (ア) 評定点80点以上の場合=2.0点 (イ) 評定点77点以上80点未満の場合=1.5点 (ウ) 評定点74点以上77点未満の場合=1.0点 (エ) 評定点70点以上74点未満の場合=0.5点</p>
<p>【評価対象】 ① 元請として受注し、CORINSに登録しているもの （共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上のものに限る。） ② 2021年（令和3年）4月1日から、本事業の参加表明書の提出日までに竣工しているもの ③ 建設業許可業種で受注したもの ④ 次の同種工事の要件に該当する工事（建設業許可業種は問わない） 同種工事の要件＝公立学校の新築、増築、改築、各種改修工事で成績評定を受けたもの ⑤ 発注者が、北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関であるもの ⑥ 従事役職および従事期間 配置予定技術者が、主任（監理）技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、または現場代理人として、契約工期の2分の1を超える期間従事したもの</p>
<p>【提出書類】 ①様式5 ②工事成績評定通知書等、工事成績が証明できる書類の写し ③②を補足する書類の写し（必要に応じて） ④共同企業体として受注した場合は、「工事名」や「請負者」、「出資比率」が確認できるCORINSの工事カルテの写し</p>
<p>【留意事項】 ※ 工事成績評定点が70点未満の工事は提出しないこと。 ※ 配置予定技術者を複数申請する場合、全配置予定技術者の内、評価点の最も低いものを基礎点として採用する。 ※ 提出書類②で、工事名、発注者名、受注者名、工期、契約金額、従事役職および従事期間を確認出来ない場合は、これらを確認できる契約書や発注者への提出書類等の該当箇所の写しを提出すること（提出書類③）。 ※ 当該評価項目に申請する工事成績については、「①過去の同種工事実績（企業）」で申請した工事実績の内、1件までの重複は認めるものとする。 ※ 別途総合評価落札方式で受注した工事（施工中）の特例監理技術者を、配置予定技術者として従事させる場合は、評価対象外とする。</p>

③ 簡易設計業務を行う者の資格
<p>【評価ポイント】</p> <p>(1) 簡易設計業務を行う者（下請負人等でも可）が、一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を有している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>簡易設計業務を行う者が、本事業の参加表明書の提出日までに取得している資格に応じて、加点。</p> <p>(ア) 一級建築士 2点 (イ) 二級建築士 1点 (ウ) 建築設備士 1点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>①様式3-1又は様式3-2 ②資格を証明できる書類の写し</p>
<p>【留意事項】</p> <p>※ 要件を満たす技術者を複数配置しても重複して加点は行わない。</p>

④ IS09001 の認証
<p>【評価ポイント】</p> <p>(1) 単独企業又は共同企業体代表者の営業所が IS09001 の認証を取得している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本事業の参加表明書の提出日までに、IS09001 の認証を取得している場合＝2点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>・本事業の参加表明書の提出日現在で有効な登録証の写し</p>
<p>【留意事項】</p> <p>※ 登録（認証）機関が発行していないもの（自社作成の組織図など）は、登録範囲の証明資料として認めないので十分注意すること。</p> <p>※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が登録範囲に含まれることが客観的に確認できる資料（登録（認証）機関が発行した登録証付属書、登録範囲証明書など）を添付すること。</p>

⑤ 建設業労働災害防止協会への加入
<p>【評価ポイント】</p> <p>(1) 単独企業又は共同企業体代表者の営業所が建設業労働災害防止協会へ加入している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本事業の参加表明書の提出日までに、建設業労働災害防止協会へ加入している場合=1点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>・本事業の参加表明書の提出日現在で有効な、建設業労働災害防止協会が発行した、加入を証明する証明書の写し</p>
<p>【留意事項】</p> <p>※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が建設業労働災害防止協会に加入していない場合でも、本店が加入していることが確認できる場合は評価する。</p> <p>※ 「地域貢献活動評価申請書」の確認欄は、加入の証明資料として認めないので十分注意すること。</p> <p>※ 入札後に建設業労働災害防止協会への加入状況が確認できる資料を提出させることがある。</p>

⑥ 北九州SDGs登録制度の登録
<p>【評価ポイント】</p> <p>(1) 北九州市の「北九州SDGs登録制度」に登録している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本事業の参加表明書の提出日までに、北九州SDGs登録制度に登録を行っている場合=1点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>・本事業の参加表明書の提出日現在で有効な、北九州SDGs登録制度の登録証が登録されていることが確認できる書類の写し</p>
<p>【留意事項】</p> <p>※ 「北九州SDGs登録制度」の詳細は、北九州市の「北九州SDGs登録制度について」のホームページを参照。https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/324_00016.html</p>

⑦ 応急防止措置等に関する協定締結状況
<p>【評価ポイント】 (1) 応急防災措置等に関する協定等を締結又は締結団体に加入している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本事業の参加表明書の提出日までに、本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している場合、もしくは、締結している団体に加入している場合＝1点</p>
<p>【提出書類】 (ア) 本市と協定締結している団体に加入している場合 ・加入団体が発行した防災協定締結証明書の写し (イ) 本市と直接協定を締結している場合 ・本市と応急防災措置等に関する協定等の写し</p>
<p>【留意事項】 ※ 入札後に協定締結団体への加入状況や協定締結状況が確認できる資料を提出させることがある。</p>

⑧ 安全対策優秀表彰の実績
<p>【評価ポイント】 (1) 単独企業又は共同企業体代表者の営業所が北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた。</p>
<p>【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、2021年（令和3年）4月1日から本事業の参加表明書の提出日までに、北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた場合＝2点 ※ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p>
<p>【提出書類】 ・安全対策優秀表彰工事として表彰された表彰状（表彰状の交付前の場合、確認できる資料）の写し ・共同企業体として表彰された場合は、「工事名」や「請負者」、「出資比率」が確認できるCORINSの工事カルテの写し</p>
<p>【留意事項】 ※ 安全対策優秀表彰は、北九州市発注の請負工事を対象として、北九州市が労働災害や公衆災害の防止対策が優秀な受注者を表彰する制度である。 ※ 整備事務所長表彰などは、評価対象外とする。</p>

評価区分：地域貢献

⑨ 資材等の調達
【評価ポイント】 (1) 下請負人や資材購入については地元業者から選定・購入する。
以下により(ア)と(イ)を合計して、最大5点とする。 【評価基準】 (ア) 下請負人を市内業者から選定する割合が、 ① 75%以上の場合=1.0点 ② 50%以上75%未満の場合=0.5点 ③ 50%未満の場合=0点 (イ) 資材や建材を市内業者から調達する割合が、 ① 75%以上の場合=4.0点 ② 50%以上75%未満の場合=2.0点 ③ 50%未満の場合=0点
【提出書類】 ①様式A ②(ア)(イ)の割合の根拠を確認できる以下の資料 (ア) 工事外注計画書(指定様式) (イ) 内訳書(自社様式)
【留意事項】 ※ 地元業者とは、北九州市内に本社(又は工場)がある製造業者、又は北九州市内に本店がある販売業者(代理店、商社等を含む)とする。市外の販売業者を通じて、全ての指定資材又は指定機器類を地元業者の製造業者から調達した場合は、地元業者扱いとする。 ※ 契約後、資材や建材を調達した際、製造業者又は販売業者が地元業者であることを確認できる書類(納品書の写し等)を提出すること。

評価区分：事業手法に対する理解度

⑩ 本事業に対する理解度

【評価ポイント】

- (1) 設計施工一括発注により、効率的にトイレ改修を実現するという発注者の意図に対し、学校対応を含め、どのような方針で取り組もうとしているか。
- (2) 業務遂行にあたり、技術者を適切に配置するとともに、工事中や竣工時に、要求水準未達や提案不履行が発見された場合に、受注者責任で補修工事を行うことが理解できているか。

評価区分：施工計画等

⑪ 安全管理に関する所見

【評価ポイント】

- (1) 『学校』という用途や管理運営面での特殊性等を理解して、生徒や教職員の動線と工事動線の錯綜を回避する方法や、作業時間等について、提案できているか。

⑫ 工程管理に関する所見

【評価ポイント】

- (1) 各学校の工事着手から工事完了まで、工事実工程が提案工程から遅れが生じないように、どのように進捗管理し、遅れが生じた場合はどのように是正する考えになっているか。
また、工程進捗管理について、市とどのように共有する考えの提案になっているか。

⑬ トイレ改修のイメージ

【評価ポイント】

- (1) 事業目的やその趣旨を踏まえ、トイレ室内の明るさやイメージアップにつながる内装デザインの方針が立案できているか。
- (2) トイレの内装デザイン方針は、バリアフリーやLGBTQ等にできるだけ配慮されているか。

⑭ 耐久性、メンテナンス性、衛生面、安全性への配慮

【評価ポイント】

- (1) 便器や水栓器具及びトイレブース等、器具・材料等の選定、施工にあたって、耐久性やメンテナンス性に配慮されているか。
- (2) トイレ室内の環境において、衛生面への配慮として臭いや汚れ、感染症等への対策が施されているとともに、安全性への配慮として行う壁や天井の改修を含め、全体として清潔感に配慮されているか。